

答申第73号
(諮問第91号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成25年6月26日付けで行った公文書不存在を理由とした個人情報不開示決定処分は、これを取り消し、平成〇〇年〇月〇〇日付け復命書及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付け面談記録に記載された開示請求に係る個人情報について、改めて開示、不開示等の決定を行うべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成25年6月18日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇月〇〇日試し出勤報告書の「観察・評価」など私の個人情報を取得した経緯がわかる資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、公文書不存在（当該文書を作成していないため）との理由で不開示決定を行い、平成25年6月26日付けで異議申立人に通知した。

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の不開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成25年7月8日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行った趣旨の関連資料の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

平成〇〇年〇月〇〇日の試し出勤報告書には、異議申立人が所属長に一言も伝えていない情報が記載されている。それらの情報を収集するためには、第三者を訪問するか、あるいは第三者へ電話連絡や手紙などのやりとりをしなければ行えないことであり、それらのメモや記録が残っているはずである。

よって、試し出勤報告書の「観察・評価」欄に記載された内容に関する根拠となる情報の開示を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

本件開示請求の対象は、試し出勤報告書に記載された請求人の個人情報を取得した経緯がわかる資料である。

試し出勤報告書は長期療養職員の円滑な職場復帰と疾患の再発防止を図るために実施する試し出勤の実施内容等を所属長が毎日記入するものである。

本件試し出勤報告書においては、所属長が、始業前及び終業後に異議申立人と面談した際にやりとりした内容や勤務状況等を評価し記載したものであり、その他添付資料等もなく、「観察・評価」欄に記載された情報を取得した経緯がわかる文書の存在は確認できなかった。

以上のとおり、本件については開示請求に係る文書は存在しないことから、不開示としたものである。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 開示請求対象個人情報の存在の有無

請求対象文書は、試し出勤報告書における平成〇〇年〇月〇〇日の「観察・評価」欄に記載された異議申立人の個人情報を取得した経緯がわかる資料である。

異議申立人は、本人が所属長に伝えていない情報が当該「観察・評価」欄に記載されており、その情報を収集するためには第三者を訪問するか、電話連絡や手紙などのやりとりをしなければ行えないことであり、それらのメモや記録が残っているはずであると主張する。

一方、実施機関は、当該試し出勤報告書には添付資料等もなく、「観察・評価」欄に記載された情報を取得した経緯がわかる文書の存在は確認できなかったと主

張する。

審査会において、当該試し出勤報告書を見分したところ、平成〇〇年〇月〇〇日の「観察・評価」欄には、主に当日の所属長と異議申立人とのやりとりが記載されており、その部分に関しては、その内容から当該情報を取得した経緯がわかる資料が存在しないことは明らかである。

しかし、一部、異議申立人とのやりとりによるものではない記載部分があり、異議申立人も当該情報を取得した経緯がわかる資料の開示を求めているものと思われる。

そこで、審査会は、当該試し出勤報告書や他の日付の試し出勤報告書も見分したが、当該情報の取得の経緯等をうかがわせるような記載はなかった。

しかしながら、審査会は、試し出勤報告書以外の文書に当該情報の取得の経緯等が記載されている可能性があることから、実施機関が保有する他の公文書を見分したところ、〇〇〇〇〇長が作成した平成〇〇年〇月〇〇日付け復命書及び平成〇〇年〇〇月〇〇日付け面談記録に当該情報の取得の経緯等に関する記述が存在することが判明した。

したがって、実施機関が公文書不存在を理由として行った個人情報不開示決定処分は、妥当ではないからこれを取り消し、当該復命書等に記載された開示請求に係る個人情報について、改めて開示、不開示等の決定を行うべきである。

2 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、開示請求の対象となる公文書については、漏れがないよう確実に特定した上で開示決定等を行う必要があることから、実施機関における今後の開示決定等に係る事務処理において、適切な対応が望まれる。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年7月16日	諮 問
平成26年6月25日	事案審議（平成26年度第3回審査会）
平成26年7月30日	事案審議（平成26年度第4回審査会）
平成26年8月27日	答申決定（平成26年度第5回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁 護 士	会 長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	